

★ 広島県温泉法施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する
規則（規則第九十二号）（薬務室）

一 改正の要旨

温泉法及び温泉法施行細則の一部改正に伴い、新たに知事が行うこととなった法人の合併若しくは分割又は個人の死亡による相続が生じた場合の事業承継の承認に係る申請書の様式を定めるなどの改正を行った。

二 施行期日

平成十九年十月二十日